

平成 29〔2017〕年版

三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす年次報告
(平成 28 年度施策の実施状況)



平成 29(2017)年9月

三重県

はじめに

県では、平成 18 年をピークに飲酒運転事故や飲酒運転違反者は減少していましたが、平成 25 年の飲酒運転違反件数は 665 件、飲酒運転事故件数は 63 件で、法律による厳罰化が進み飲酒運転に対する社会的非難が高まっているにもかかわらず、減少のペースは鈍化しています。

警察庁の「常習飲酒運転者に講ずべき安全対策に関する調査研究報告書」（平成 21 年 3 月）によると、飲酒運転違反者の 57.6%が再犯者であり、また、飲酒運転違反者の 32.2%、再犯者の 40.2%にアルコール依存症の疑いがあるとされています。

こうした状況をふまえ、飲酒運転の根絶のためには、公務に携わる者が率先して取り組むことはもちろん、県民一人ひとりが飲酒運転は大切な命を奪う重大な事故に直結する危険な行為であることを深く認識するとともに、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い自覚を持って取り組まなければなりません。

このため、平成 25 年 7 月に、「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」（以下「条例」という。）を施行し、県の責務、県民や事業所の努力といった各主体の役割を明らかにして、規範意識の定着と飲酒運転の再発防止という基本方針の下に、飲酒運転のない社会づくりを決意したところであり、県、県民等が一致協力し、飲酒運転を根絶するための取組を推進していく必要があります。

この年次報告書は、条例第 6 条第 4 項の規定に基づく「第 2 次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」（平成 28 年度～平成 32 年度）において、県等が行う施策の実施状況についてとりまとめ、公表を行うことで県内の飲酒運転の状況と飲酒運転根絶に向けた取組を県民の皆さんにより深く理解してもらい、現状と課題に対する共通認識を持つことにより、今後の施策へ反映していこうとするものです。

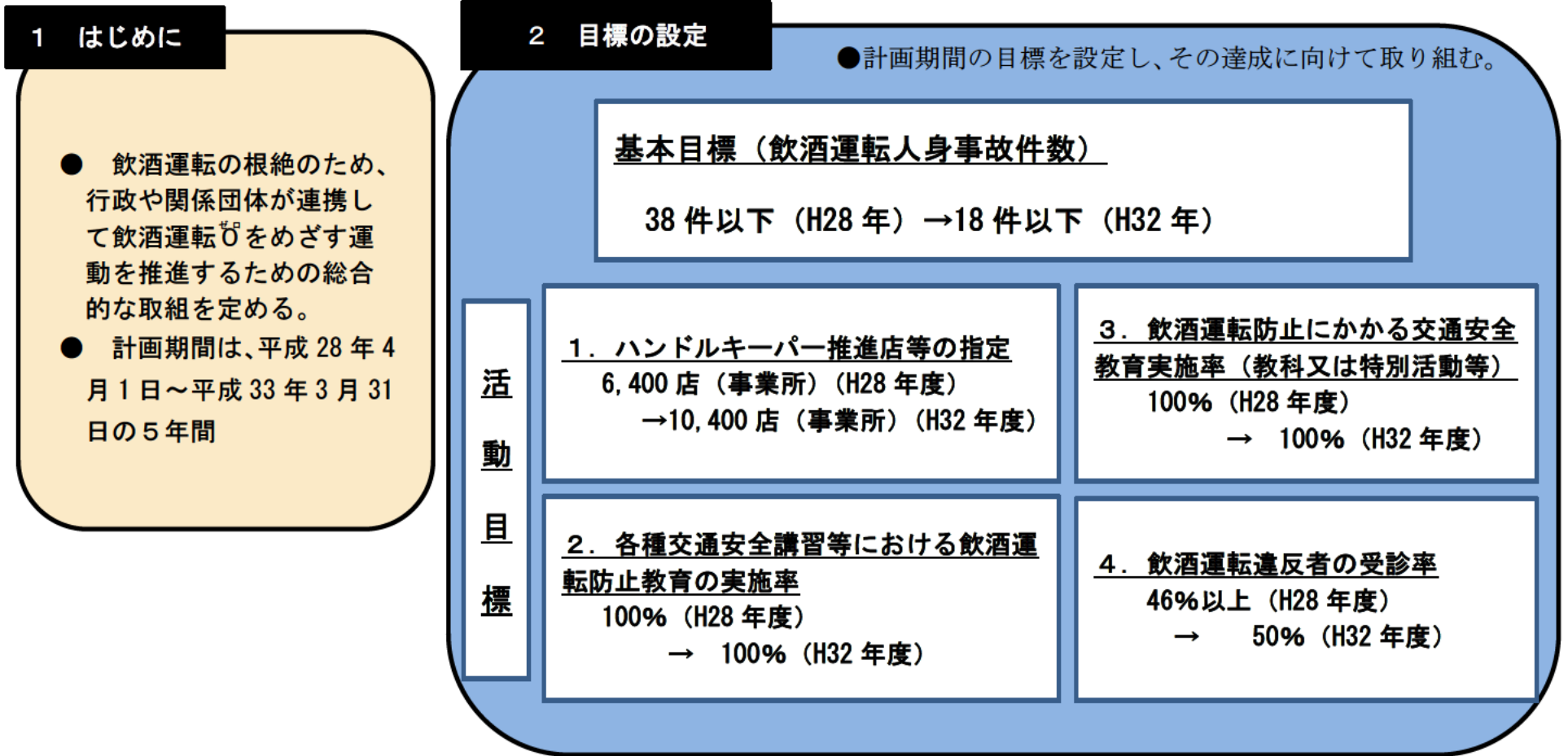
【条例第 6 条第 4 項】（年次報告）

知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

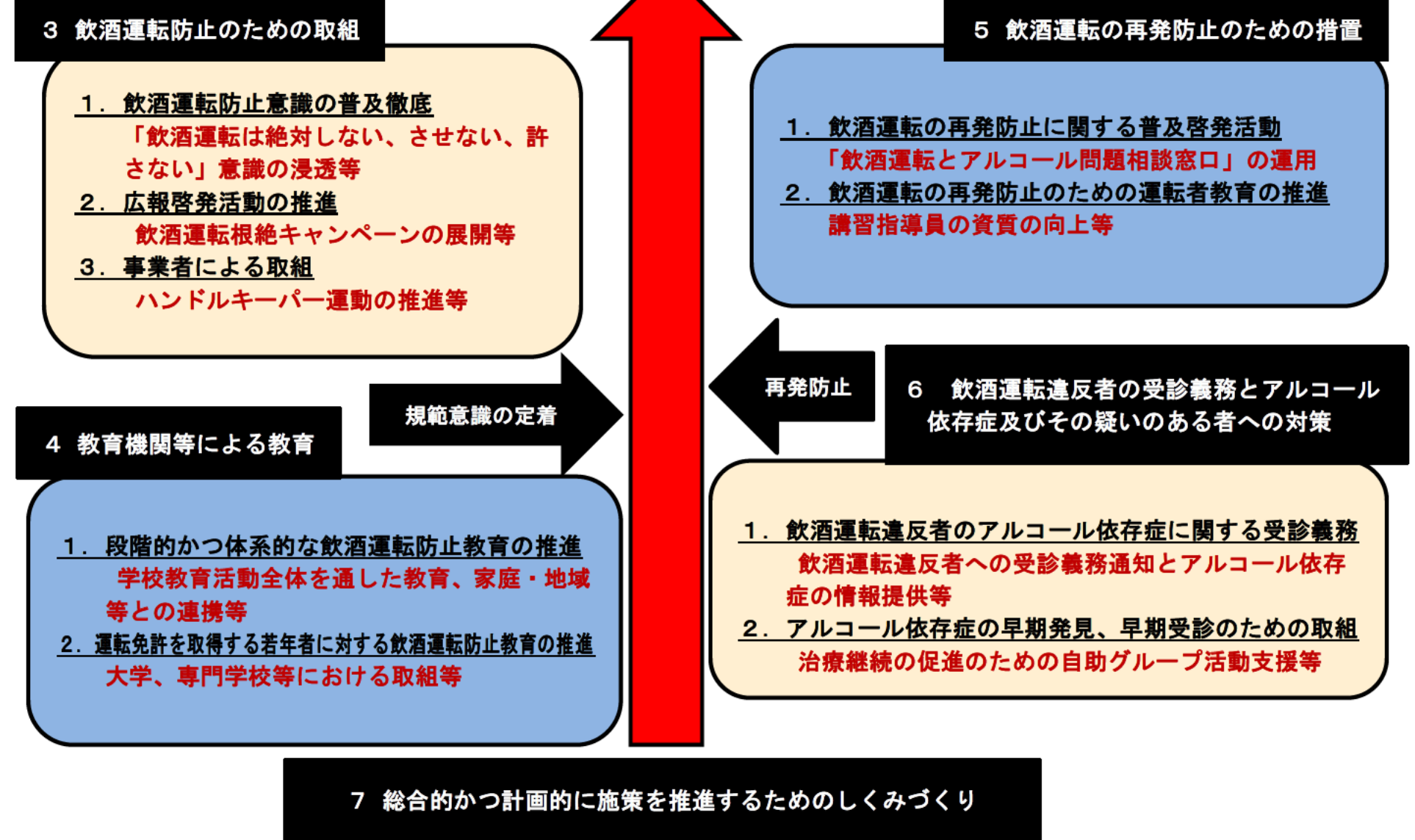
目 次

第1 「第2次三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす基本計画」の概要	1
第2 三重県の飲酒運転の現状	
1 飲酒運転による人身事故の発生状況	2
2 飲酒運転違反取締件数	2
第3 平成28年度の数値目標達成状況と課題	
1 基本目標	3
2 活動目標	4
第4 「第2次三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす基本計画」に基づく平成28年度の実施と課題	
1 基本計画に定める4つの基本方針	6
2 基本方針の実施（成果と課題）	6
第5 「第2次三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす基本計画」に基づく今後の実施	
1 規範意識の定着	11
2 飲酒運転の再発防止	12
第6 「第2次三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす基本計画」に基づく平成28年度の実施状況	
I 飲酒運転防止のための実施	
1 飲酒運転防止意識の普及徹底	13
2 広報啓発活動の実施	17
3 事業者による実施	19
II 教育機関等による教育	
1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の実施	24
2 免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の実施	27
III 飲酒運転の再発防止のための措置	
1 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動	28
2 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の実施	29
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	
1 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務	30
2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための実施	31
V 総合的かつ計画的に施策を推進するしくみづくり	
1 県内各関係機関・団体による県民総ぐるみの実施の推進	35
2 相談体制の確立	35
3 情報提供	35
4 飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす実施推進の日	36
5 表彰	36
6 実施状況の報告と公表	36
○ 参考資料 三重県交通対策協議会 飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす部会の構成	37

第1「第2次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」の概要



飲酒運転^{ゼロ}へ ～STOP！飲酒運転 in みえ～



- 関係機関団体による県民総ぐるみ運動
- 相談体制の確立
- 積極的な情報提供
- 飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日〔12/1〕
- 表彰
- 報告・公表

第2 三重県の飲酒運転の現状

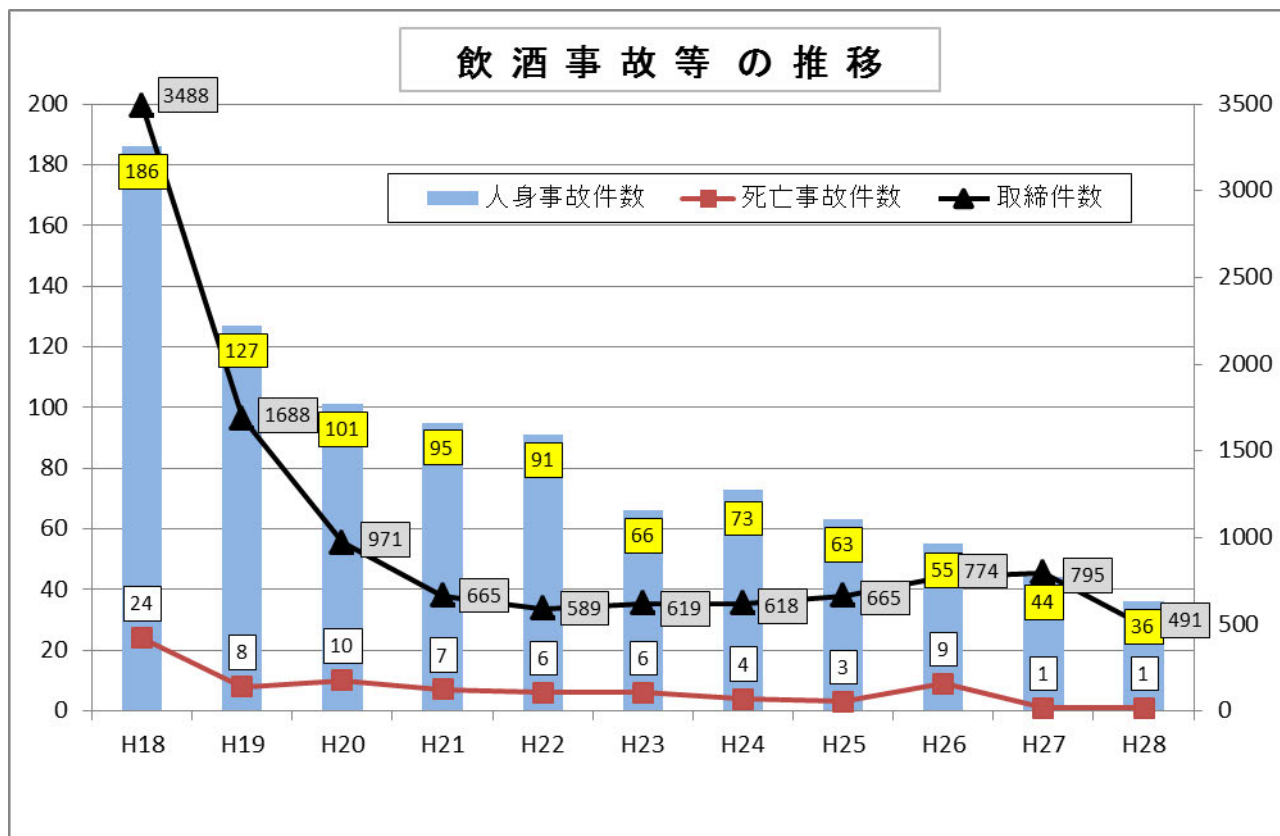
1 飲酒運転による人身事故の発生状況

県内の飲酒運転による人身事故発生件数の推移は、平成19年9月から施行された改正道路交通法の罰則強化により減少しはじめ、平成28年は、年間の発生件数が過去最少の36件（前年比8件減少）となりました。また、人身事故のうち死亡事故は1件で、前年と同数でした。

2 飲酒運転違反取締件数

県内の飲酒運転違反取締件数は、平成19年9月から施行された改正道路交通法の罰則強化を受け、平成22年までは減少傾向が続きましたが、平成23年から増加に転じています。平成28年は、491件（前年比304件減少）の飲酒運転違反が検挙されており、依然として悪質危険な飲酒運転違反者が後を絶たない現状にあります。

県内の飲酒運転事故等の推移（平成18年～平成28年）



第3 平成28年度の数値目標達成状況と課題

県は、飲酒運転^{ゼロ}をめざし、平成26年に「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」を策定し、さらに平成28年に「第2次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

この基本計画の計画期間において、県、警察本部、市町、関係機関・団体の連携などにより、県民、事業所、行政が一体となった飲酒運転根絶に向けた取組を着実に推進するため、1つの基本目標と4つの活動目標を設定しています。

平成28年度に目標を達成した項目は、5項目中3項目となりました。未達成の項目は、「ハンドルキーパー推進店等の指定」と「飲酒運転違反者の受診率」の2項目でした。

1 基本目標

飲酒運転人身事故件数

設定の考え方	平成25年	平成26年		平成27年		平成28年		
飲酒運転人身事故が ^{ゼロ} となることをめざして、毎年5件以上の減少をめざします。	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標達成 状況	
		63件	53件 以下	0.96	43件 以下	0.98	38件 以下	1.06
		63件	55件		44件		36件	

○ 課題と対応

平成25年7月に施行された「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」（以下「条例」という。）による取組の成果として、年間の飲酒運転人身事故の発生件数を比較すると、平成25年の63件に対して、平成26年は55件、平成27年は44件、平成28年は36件と減少しました。平成28年は目標値である38件以下に対して発生件数が36件となり、目標値を達成することができました。

しかし、未だに飲酒運転が後を絶たないことから、条例の基本方針である規範意識の定着、飲酒運転の再発防止について、関係機関・団体等との連携を密にして県民に対する飲酒運転防止意識の普及徹底に努めてまいります。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
人身事故	63件	55件(-8件)	44件(-11件)	36件(-8件)
死亡事故	3件	9件(+6件)	1件(-8件)	1件(±0件)
検挙件数	665件	774件(+109件)	795件(+21件)	491件(-304件)

※死亡事故は、人身事故の内数です。

2 活動目標

(1) ハンドルキーパー推進店等の指定

設定の考え方	平成 25 年度	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
全ての飲食店・酒類販売店等が指定を受けていることをめざして、年間1,000店以上の指定をめざします。	現状値	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況
		3,900店 (事業所)	1.09	5,400店 (事業所)	0.96	6,400店 (事業所)	0.88
	2,400店 (事業所)	4,246店 (事業所)		5,181店 (事業所)		5,628店 (事業所)	

○ 課題と対応

平成 28 年度の実績値は、447 店（事業所）、累計実績値は、5,628 店（事業所）で、平成 28 年度目標値は達成できませんでした。ハンドルキーパー推進店等の指定については、警察本部、三重県交通安全協会が、飲食店や事業所に対して実施する指定のほか、三重県小売酒販連合会の各地区小売酒販組合が開催する酒類販売管理研修（法定研修）の受講者（飲食店等）に対して、くらし・交通安全課が実施する指定があります。指定の際には、条例に基づく事業所の取組について指導を行って指定しています。今後も指定対象の事業所等に対する積極的な働きかけを行い、全ての飲食店・酒類販売店等への指定をめざしてまいります。

【平成 28 年度実績：指定数】

- ・推進店 357 店【県実施】、38 店【警察本部・交通安全協会実施】
- ・推進事業所 52 事業所【警察本部・交通安全協会実施】
- ・合計指定数 447 店（事業所）

(2) 各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率

設定の考え方	平成 25 年度	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
受講者に応じた飲酒運転防止内容を取り入れ 100% 実施をめざします。	現状値	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況
		100%	1.00	100%	1.00	100%	1.00
		100%		100%		100%	

○ 課題と対応

各種の交通安全講習（運転免許取得時講習・更新時講習・取消処分者講習・停止処分者講習・高齢者講習・安全運転管理者等講習、その他関係機関・団体が行う交通安全講習）においては、飲酒運転防止教育を必ず取り入れて実施し、平成 28 年度目標値を達成しました。今後も、受講対象に応じた飲酒運転防止教育を取り入れて実施してまいります。

(3) 飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率（教科又は特別活動等）

設定の考え方	平成 25 年度	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
小学校、中学校、高等学校において、発達段階に応じた飲酒運転防止に関する教育の100%実施をめざします。	現状値	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況
		100%	1.00	100%	1.00	100%	1.00
		100%		100%			

○ 課題と対応

県教育委員会は、小学校、中学校、高等学校に対して、それぞれ体育担当者研究協議会の場において、学校における飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝達しました。平成 28 年度学校体育実態調査により、保健の学習等において、飲酒運転の根絶に関連する指導を行った（実施予定を含む）と回答した学校は小学校、中学校、高等学校で100%でした。

このことから、平成 28 年度目標値は達成するとともに、今後も各学校において、児童、生徒の発達段階に応じた飲酒運転防止教育が継続的に実施され、飲酒運転根絶の規範意識が醸成されるよう働きかけていきます。

(4) 飲酒運転違反者の受診率

設定の考え方	平成 25 年度	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診率50%以上をめざします。	現状値	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況	目標値 実績値	目標 達成 状況
						46%	0.82
		45.2%		43.7%		37.8%	

○ 課題と対応

平成 28 年度の実績値は、37.8%で、平成 28 年度目標値は達成できませんでした。県は、公安委員会から情報を得た飲酒運転違反者に対して、指定医療機関を記載した書面を添付して通知し、報告期限の 60 日を経過しても、受診の報告がない場合には、再度、受診するよう書面で勧告しています。

今後もアルコール依存症、及び多量飲酒者の早期受診、早期発見のため、飲酒運転とアルコール問題相談窓口において、飲酒運転違反者や家族からの相談に対して適切な助言指導を行う等、飲酒運転違反者の積極的な受診につなげていきます。

第4 「第2次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」に基づく平成28年度の取組と課題

基本計画では、条例の柱とする方針である「規範意識の定着」と「飲酒運転の再発防止」に枠組みした4つの基本方針を策定し、飲酒運転根絶への取組を推進することとしています。

1 基本計画に定める4つの基本方針

条例の柱とする方針	第2次基本計画の基本方針
規範意識の定着	<p>○飲酒運転防止のための取組</p> <p>県民一人ひとりに「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」という意識の定着のための教育、啓発活動を推進</p> <p>○教育機関等による教育</p> <p>教育機関等における飲酒運転^{ゼロ}をめざす教育及び啓発を推進</p>
飲酒運転の再発防止	<p>○飲酒運転の再発防止のための措置</p> <p>飲酒運転をした者等に対し、再発防止のための教育を実施</p> <p>○飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール依存症等の知識の普及及び飲酒運転との関係についての啓発を推進 ・飲酒運転違反者に対する受診通知とアルコール依存症に関する情報提供を実施

2 基本方針の取組（成果と課題）

（1）飲酒運転防止のための取組

ア 飲酒運転防止意識の普及徹底

県交通対策協議会（119 機関・団体で構成）の「三重県交通安全運動実施要綱」には、重点目標の一つに飲酒運転の根絶を掲げ、四季の交通安全運動をはじめ、各機関・団体による各種の交通安全啓発活動、メディア等を活用した広報啓発、飲酒運転違反取締り、ハンドルキーパー運動の普及など様々な手段方法で飲酒運転防止意識の醸成を行いました。

イ 広報啓発活動の推進

県は、飲酒運転の根絶をめざすための広報啓発活動の一環として、飲酒運転0をめざす啓発事業を実施しました。この取組では、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という規範意識の定着と飲酒運転の再発防止を目的として、県内各地の大型商業施設や大学において、キャンペーンを実施し、スローガン「STOP! 飲酒運転 in みえ ～根絶の一步はあなたの自覚から～」の展開、飲酒運転0メッセージの募集活動を通じた広報啓発活動を行いました。

また、ラジオ放送やテレビ放送を活用した広報啓発活動、啓発用ポスター・チラシの配布のほか、四季の交通安全運動に合わせた広報啓発活動を行いました。

《平成 28 年度の主な広報啓発事業》

○ メイン行事

- ① 飲酒運転0をめざす啓発事業「リレーイベント開始宣言」
開催日：平成 28 年 7 月 11 日（月）
開催場所：三重県人権センター
内 容：キャンペーンの開始宣言
※ 夏の交通安全県民運動出発式において実施（参加者：約 200 名）
- ② 飲酒運転0をめざす推進運動の日 街頭キャンペーン
開催日：平成 28 年 12 月 1 日（木）
開催場所：道の駅 津かわげ
内 容：飲酒運転0をめざす推進運動の日（12 月 1 日）の広報
チラシ・啓発物品を配布
実 施 者：県、警察本部、三重県交通安全協会（参加者：約 300 名）
- ③ 三重県交通安全県民大会
開催日：平成 28 年 12 月 10 日（土）
開催場所：三重県総合文化センター 多目的ホール
内 容：交通安全功労者表彰式
飲酒運転0をめざす啓発活動報告（参加者：約 400 名）

○ 啓発リレーイベント

県内各イベント会場において、啓発ブースを出展し、飲酒運転根絶のための啓発（飲酒ゴーグル体験・啓発ゲーム等の実施）を行うとともに、会場内で飲酒運転0メッセージの募集を行い、後日、県ホームページ等による公表を行いました。

番号	開催場所	開催日	参加者
①	イオンタウン津城山	平成 28 年 8 月 7 日(日)	約 650 名
②	イオンモール明和	平成 28 年 10 月 2 日(日)	約 400 名
③	三重大学(大学祭)	平成 28 年 11 月 6 日(日)	約 700 名

○ 啓発ミニイベント

交通安全啓発イベントの主催者と連携し、啓発リレーイベントに準じて飲酒運転根絶をめざす啓発ミニイベントを実施しました。

番号	開催場所・内容	開催日	参加者
①	みえ交通安全・ 環境フェスタ2016	平成28年9月24日(土)	約200名
②	コープみえ くらしの活動交流会	平成28年9月26日(月) 鈴鹿職業訓練センター 平成28年10月4日(火) じばさん三重 平成28年10月6日(木) 松阪華王殿 平成28年10月14日(金) 名張アスパア	計4回 約800名

ウ 事業者による取組

- ・ バス協会、タクシー協会、トラック協会では、従業員に対する飲酒運転防止教育の実施、始業点呼時等におけるアルコールチェッカーを使用した飲酒検知の実施等の、飲酒運転防止取組の徹底を指導しました。
- ・ 三重運輸支局では、バス、タクシー、トラック運送事業者への立入監査を定期的の実施し、アルコール検知器の設置状況や点呼の実施状況を確認するとともに、飲酒運転防止の徹底を指導しました。
- ・ 三重県安全運転管理協議会では、安全運転管理者等講習会において、条例の啓発チラシの配布、飲酒体験ゴーグルの体験展示のほか、各種交通安全機材の貸出など、事業者への飲酒運転防止意識の普及啓発による安全運転管理の推進に努めました。
- ・ 公益財団法人三重県生活衛生営業指導センターでは、飲食関係組合員の店舗に働きかけ、飲酒運転根絶の啓発ポスターを掲示しました。
- ・ 三重県小売酒販組合連合会では、同組合連合会の組合員により、酒類販売店に飲酒運転根絶の啓発ポスターを掲示しました。また、県は、三重県小売酒販組合連合会と連携し、酒類販売管理研修の受講者に対して、事業者による飲酒運転防止の徹底を呼びかけました。

〔課題〕

平成19年9月から施行された改正道路交通法の罰則強化を受け、県内の飲酒運転違反者は減少したものの、依然として飲酒運転が後を絶たず、飲酒運転の根絶のためには、更なる飲酒運転防止意識の醸成・定着が必要です。

(2) 教育機関等による教育

ア 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進

- ・ 県教育委員会では、学校区分ごとに開催された保健体育担当者研究協議会において、条例の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝え、保健の学習等において、飲酒運転の根絶に関連する指導が行われました。
- ・ 関係機関・団体が実施する各種の交通安全講習会、イベント等においては、飲酒運転の防止についての講習、広報啓発に努めました。

イ 免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進

- ・ 講習実施機関では、運転免許取得時講習、初心運転者講習で、若年者に向けた飲酒運転防止教育を実施しました。
また、三重県小売酒販組合連合会は県内の大学、短期大学の新入学生に対して未成年者飲酒防止・適正飲酒に関する冊子配布による飲酒運転防止等の啓発活動を実施しました。

[課題]

将来にわたり飲酒運転の根絶をめざすには、幼少期から発達段階に応じた「飲酒とアルコール問題」に関する教育を実施することにより、飲酒が身体に及ぼす影響に関する基本的知識の理解・習得と、その後の段階的な飲酒運転防止教育の実施により、飲酒運転防止意識を定着していく必要があります。

(3) 飲酒運転の再発防止のための措置

ア 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動

県に設置した「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」では、専門の相談員が、飲酒運転違反者及び家族等からの「アルコール依存症に関する受診義務」に伴う相談や要望に対して、積極的な情報提供を行いました。

イ 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進

警察本部は、取消処分者講習、停止処分者講習において飲酒運転防止教育を実施し、飲酒運転の再発防止のための運転者教育を推進しました。

また、講習実施機関の講習指導員に対する研修を行い、講習時における飲酒運転防止教育の徹底を図りました。

[課題]

飲酒運転の再発防止には、違反者本人が「二度としない」という強い自覚を持つことと、家族や周囲の協力で飲酒運転を防止する環境をつくる必要があります。

(4) 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及びその疑いがある者への対策

ア 飲酒運転違反者に対する受診義務

県では、公安委員会から情報提供を受けた飲酒運転違反者に対して、指定医療機関を記載した書面を添付して、毎月受診義務の通知をするとともに、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者や家族からの相談に対して適切な助言指導を行い、受診につなげてきました。

平成 28 年度においては、受診通知（473 件）に対する受診報告数は 150 件で、受診率は 31.7%でした。

また、受診通知したのち、報告期限の 60 日を経過しても、受診の報告がない場合には、再度、受診するよう書面で勧告しており、勧告通知（230 件）に対する受診報告数は 29 件で、勧告による受診率は 12.6%でした。（平成 29 年 7 月 15 日現在）

勧告後の受診率は 37.8%となりましたが、受診義務に罰則規定がない中で、一定の効果があつたと考えています。

○ 受診（勧告）通知に対する受診報告件数の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	平成 27 年 7 月 15 日現在	平成 28 年 7 月 15 日現在	平成 29 年 7 月 15 日現在
通知書送付件数	542 件	744 件(前年度+202 件)	473 件(前年度-271 件)
受診報告数	203 件(受診率 37.5%)	269 件(受診率 36.2%)	150 件(受診率 31.7%)
勧告書送付件数	254 件(構成率 46.9%)	362 件(構成率 48.7%)	230 件(構成率 48.6%)
受診報告数	42 件(受診率 16.5%)	56 件(受診率 15.5%)	29 件(受診率 12.6%)
合計報告数	245 件(受診率 45.2%)	325 件(受診率 43.7%)	179 件(受診率 37.8%)

○ 飲酒運転防止相談窓口における相談件数の状況（平成 26 年 4 月 1 日設置）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H26年度	4	3	6	10	5	8	4	7	13	9	23	19	111
H27年度	17	19	16	15	18	12	14	13	16	13	15	12	180
H28年度	9	10	15	8	9	12	9	13	7	11	11	12	126

イ アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のための取組

- 県では、アルコール依存症に関する受診に対して、専門的な検査を行う医療機関を、前年度指定の32機関から33機関へ増設し、受診しやすい環境づくりの構築に努めました。

- ・ 警察本部では、運転免許取得・更新時に受理する質問票に基づき、個別聴取を行い、アルコール依存症の把握と、申告がある申請者に対して、医療機関での受診を助言しました。また、飲酒運転により運転免許停止処分を受けた者に対しては、免許証返還時に受診を促しました。

そのほか、平成28年度の取消処分者講習の飲酒講習受講者282人に対して、アルコール・スクリーニングテストを実施し、アルコール依存程度を自覚させた飲酒運転防止対策を実施しました。

- ・ 三重断酒新生会では、県内各地に酒害相談員を配置し、電話相談窓口により、アルコール依存症及び飲酒運転に関する相談への対応等、断酒継続のための酒害についての理解の促進等、医療機関やその他支援機関が担えない部分の補完に努めました。

[課題]

県が平成28年度に実施した「指定医療機関で受診した飲酒運転違反者の状況調査」の結果から、アルコール依存症の飲酒運転違反者が19%、アルコール依存症の疑いまたはアルコール乱用の飲酒運転違反者が34%と、受診した飲酒運転違反者の約5割にアルコール依存症またはその疑いがあることが明らかとなっていることから、早期受診を促して治療につなげることにより、アルコール依存症等からの回復を図ることが飲酒運転防止と再発防止に効果が高いと考えられます。

そのため、飲酒運転違反者の受診義務については、毎月の通知とともに、飲酒運転違反者や家族からの相談を受け、履行につなげていく必要があります。

しかしながら、現状では受診率が4割未満であることから、さらに受診につなげるために、条例の趣旨、アルコール依存症に関する正しい知識の普及や受診しやすい環境整備を推進する必要があります。

第5 「第2次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」に基づく今後の取組

1 規範意識の定着

(1) 飲酒運転防止のための取組

飲酒運転の根絶のため、四季の交通安全運動、飲酒運転^{ゼロ}をめざす啓発事業における飲酒運転^{ゼロ}メッセージの募集活動の他、メディア、SNS等を活用した広報啓発活動を推進していきます。

また、「飲酒運転^{ゼロ}をめざす運動」のスローガンを、「STOP! 飲酒運転 in みえ ～根絶の一步はあなたの自覚から～」として同スローガンを展開し、飲酒運転防止意識の高揚を図ります。

(2) 教育機関等による教育の普及

将来にわたって飲酒運転の根絶をめざすため、小学校から高等学校、また、飲酒を始める時期にある若者が多い大学において、飲酒運転防止教育を継続して行われるよう働きかけを行っていきます。

2 飲酒運転の再発防止

(1) 飲酒運転の再発防止のための措置

「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」での飲酒運転違反者や家族等からの相談に対して、アルコール依存症に関する受診義務の履行を促すほか、飲酒運転防止意識の醸成・定着に向けた適切な助言指導に取り組んでいきます。

また、適切な指導を継続して行うよう講習実施機関の講習指導員へ働きかけ違反者に対して規範意識の醸成を図ります。

(2) 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策

飲酒運転につながるおそれがあるアルコール依存症の早期発見のため、広く県民に対してアルコール依存症に関する正しい知識の普及を図るとともに、家族や事業所などの周囲の者が適切に対応できるよう対応方法の周知に努めてまいります。

「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」においては、飲酒運転違反者及び家族等に対する適切な助言指導で受診義務の履行を促すほか、保健所等においては、アルコール依存症に関する相談を受理した場合に、アルコール専門医療機関との連携により支援を行うことなど、アルコール依存症の早期治療へつなげていきます。

また、受診しやすい環境を整えるため、指定医療機関の追加や、アルコール健康障害の正しい知識の普及、理解促進を行うなど、医療機関、自助グループ等の関係機関・団体との連携を密にして、広く県民に飲酒運転とアルコール関連問題の知識の普及・啓発に努めてまいります。

そのほか、アルコール健康障害対策基本法（平成 26 年 6 月施行）に基づく「三重県アルコール健康障害対策推進計画（平成 29 年 3 月施行）」により、アルコール関連問題の解決・予防に向けて警察本部、市町、医療機関、行政機関との連携を図り、総合的かつ計画的な取組を進めていきます。

第6 「第2次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」に基づく平成28年度の主な取組状況

(基本計画の体系に基づき記載 大項目5-中項目14-小項目51)

I - 1

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成28年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	I 1 (1) 交通安全教育やアルコール依存症と飲酒運転に関する知識の普及	県は、飲酒運転の根絶に向けて運転免許更新時講習をはじめ、さまざまな機会を通して、交通安全教育やアルコール依存症と飲酒運転に関する知識の普及徹底に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転とアルコール問題相談窓口において、飲酒運転違反者や家族からの相談に応じ、アルコール依存症に関する受診義務履行を促しました。【環境生活部】 ○ 夏の交通安全県民運動出発式において、知事が飲酒運転^{ゼロ}をめざす啓発リレーイベントの開始宣言を行い、「飲酒運転^{ゼロ}メッセージ運動」をスタートさせました。 ・7月11日、三重県人権センターで開催 ・参加者 約200人 【環境生活部】 ○ 交通安全講話やさまざまな機会を通して、飲酒運転根絶、条例の周知について講話を実施しました。【環境生活部】 ○ 三重県交通安全県民運動実施要綱に飲酒運転の根絶を重点目標として決めました。【環境生活部】 ○ 平成28年中、運転免許更新時講習受講者約24万人に対して飲酒運転防止教養を実施しました。【警察本部】
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	I 1 (2) 飲酒運転根絶キャンペーンの推進	県は、各種交通安全運動等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携し、飲酒運転根絶のためのキャンペーンを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ JAF企画の「飲酒運転根絶キャンペーンin三重」に参加し、広報啓発活動を実施しました。 ・5月1日、東名阪自動車道上り御在所サーブエリアで実施 【環境生活部】 【警察本部】 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ 街頭において「飲酒運転根絶キャンペーン」を実施し、広報啓発活動に努めました。【警察本部】 ○ 各季の交通安全運動期間中をはじめ、年間を通じて県下全域において、飲酒運転^{ゼロ}をめざすキャンペーン、飲酒運転^{ゼロ}メッセージ運動を展開しました。【環境生活部】 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ トラックの日(10月9日)の関連行事として、のぼり旗掲出や、ミルミルウェーブ等の方法により、飲酒運転根絶の街頭啓発キャンペーンを県内3箇所で開催しました。 ・10月4日、津市内・鈴鹿市内 ・10月5日、熊野市内 【(一社)三重県トラック協会】 ○ 一般向けのPRイベント「トラックフェスタ2017」を平成29年1月15日に開催し、多くの来場者に飲酒ゴーグルによる飲酒疑似体験を通じて飲酒運転の危険性を認識してもらい、家庭等における飲酒運転防止意識の高揚を図りました。【(一社)三重県トラック協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 28 年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	I 1 (3) 飲酒運転の危険性、飲酒運転事故実態の周知	県は、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用して、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態等の周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○ マスメディア(テレビスポット放送、ラジオスポット放送)を活用し、飲酒運転0をめざす条例、飲酒運転の危険性、飲酒運転事故実態の周知に努めました。【環境生活部】 ○ 運行管理者を対象とする講習で、運送事業者における飲酒運転防止対策について講義を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎講習 7回 586名 ・一般講習 12回 1,013名 ・特別講習 1回 13名
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	I 1 (4) 交通指導取締り、広報啓発、飲食店に対する指導及び交通安全教育の推進	警察は、飲酒運転による交通事故実態等分析に基づいた交通指導取締りや周辺者の責任追及を徹底するとともに、県、市町、関係機関・団体と連携し、広報啓発活動や飲食店業者等に対する指導及び交通安全教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転取締りを重点的に推進した結果、平成 28 年中に飲酒運転取締り 491 件・飲酒運転周辺者三罪 25 件を検挙しました。【警察本部】 ○ 四季の交通安全運動の重点に「飲酒運転の根絶」を盛り込み、飲酒運転根絶街頭キャンペーン等による広報啓発活動を実施しました。【警察本部】 ○ 各地区交通安全協会主催の各種交通安全教室において、飲酒運転をテーマにしたDVDの上映や飲酒ゴーグルによる飲酒状態の模擬体験などを通じて、飲酒運転の危険性を訴え、飲酒運転根絶に向けた実践的な交通安全教育を実施しました。【(一財)三重県交通安全協会】 ○ 職員研修会における交通安全教育を実施したほか、交通モニター専門員、交通安全協会女性部員、地域推進委員等、地域で交通安全の中核を担っていただく方々に対する定例研修会において、飲酒運転根絶に向けた交通安全教育を推進しました。【(一財)三重県交通安全協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 28 年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	I 1 (5) 情報提供、ハンドルキーパー運動やアルコール依存症の知識の普及、相談窓口の周知	県、警察、市町等は、事業者における社員教育、老人会等の地域における啓発・教育について働きかけを行うとともに、必要な情報提供等を行い取組を支援します。 また、酒類提供事業者に対する啓発やハンドルキーパー運動及びアルコール依存症に関する知識の普及、相談窓口の周知に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 酒類の適正販売、未成年者飲酒防止、飲酒運転防止をテーマとした酒類販売管理研修会を開催しました。 ・年間 23 回 受講者数 430 人 【三重県小売酒販組合連合会】 ○ 中央会開催のコア講師講習を、32 名が受講しました。 【三重県小売酒販組合連合会】 ○ 三重県小売酒販組合連合会の酒類販売管理研修に参加(23 回)し、受講者の酒類販売管理者に対して条例の周知、飲酒運転をさせない環境づくりのためのポスター掲示等、広報啓発に努めました。 ・受講数(販売店数)357 店(所) 【環境生活部】 ○ ホームページによる広報啓発を実施しました。 【環境生活部】 ○ 安全運転管理者等講習や、企業を対象とした交通安全教育において飲酒運転の悪質・危険性を周知しました。 ・平成 28 年中の企業等一般対象交通安全教室実施状況 ・実施回数 808 回 ・受講者数 46,799 人 【警察本部】 ○ 飲酒運転による交通事故発生状況を県警ホームページに毎月登載し、県民に対する情報提供を実施しました。 【警察本部】 ○ ハンドルキーパー運動の周知を図るため、コルクコースターを作成し配布しました。 【警察本部】 ○ 企業、事業所等に交通安全講師(無償)を派遣し、飲酒運転根絶や交通事故防止にかかる交通安全教育を実施しました。 ・実施回数 77 回 ・受講対象者 約 5,360 人 【(一社)三重県安全運転管理協議会】 ○ 機関誌(みえ自家用自動車新聞、年間発行部数約 10 万部)を活用した会員(自家用自動車ユーザー)等への情報提供を実施しました。 【(一社)三重県自家用自動車協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 28 年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	I 1 (6) 公共交通機関の利用促進 I 1 (6)ア 公共交通機関、自動車運転代行業の利用促進、ハンドルキーパー運動の普及	関係機関・団体では、「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」の気運を高め、公共交通機関や自動車運転代行業の利用促進、ハンドルキーパー運動の普及を行い飲酒運転根絶のための社会環境づくりに努めます。	○ 三重県生活衛生営業指導センター9月理事会において、県内の生活衛生同業組合に対して、ハンドルキーパー運動等の普及について理解と協力を要請しました。 【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】 ○ 飲酒運転防止のために公共交通機関、自動車運転代行業の利用促進、ハンドルキーパー運動の普及に努めました。 【(一財)三重県交通安全協会】
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	I 1 (6) 公共交通機関の利用促進 I 1 (6)イ 自動車運転代行業の指導育成	警察では、自動車運転代行業の指導育成を図ることで利用促進に努めます。	○ 自動車運転代行業に対する立入検査を実施しました。 ・平成 28 年中の実施件数 69 件 【警察本部】
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	I 1 (7) 飲酒運転 ^{ゼロ} 宣言等事業所の認証・公表	県は、飲酒運転 ^{ゼロ} 宣言等事業所の認証・公表など、事業所等における自主的な取組の推進について検討し、実施します。	○ 県ホームページで飲酒運転 ^{ゼロ} 事業所について広報し、参加事業所の募集に努めました。 【環境生活部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 28 年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のため の取組	2 広報啓発 活動の推 進	I 2 (1) 飲酒運転 根絶に係 る広報・啓 発 「STOP! 飲酒運転 in みえ」の スローガ ンの展開	県民、事業者、 行政等が連携し て、被害者の声 や違反者の手 記などを取り入 れた啓発や飲 酒運転による交 通事故等の実 態を踏まえた広 報を実施して、 「STOP! 飲酒運 転 in みえ」とい うスローガンの 積極的な展開 を図ります。	<p>○ 「三重県交通安全県民大会」において、真柴田絵麻氏を講師に招き、「飲酒運転の根絶を目指して」との演題で講演を行いました。同大会では、条例啓発用チラシを配布し、飲酒運転根絶にかかる広報啓発を行いました。 【環境生活部】</p> <p>○ スローガンを掲載した四季の交通安全運動実施要綱や、条例啓発用チラシ配布による広報啓発を行いました。 【環境生活部】</p> <p>○ 条例の周知を図るため、チラシの作成、配布を行い、飲酒運転根絶の広報啓発活動を実施しました。 【警察本部】</p> <p>○ 9月24日に三重運輸支局主催で開催された「みえ交通安全・環境フェスタ 2016」において、トラック運送事業所で運行前点呼の際に使用する「アルコール検知器の体験」と、管理記録システムのPRブースを設け、来場者に「疑似飲酒アルコール検知器の体験」を実施し、飲酒運転防止活動を広くPRしました。 【(一社)三重県トラック協会】</p> <p>○ トラック協会の県内各支部と連携し、県内各地の道路でミルミルウェーブによる街頭啓発活動を実施し、飲酒運転防止を含めた交通安全の広報啓発を実施しました。 ・7月8日、9月20日、12月9日、四日市市内 ・毎月実施…熊野市内 【(一社)三重県トラック協会】</p>
I 飲酒運転 防止のため の取組	2 広報啓発 活動の推 進	I 2 (2) 飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推 進運動の日 (毎年12月 1日に啓発 活動を実 施)	毎年12月1日を 「飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推 進運動の日」とし、関 係団体が連携し た啓発活動等 のキャンペーン 等を実施すること により、県民に 対する飲酒運 転根絶の気運 の醸成を図りま す。	<p>○ 「飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日」に街頭キャンペーンを実施しました。 ・12月1日、道の駅津かわげで実施 ・参加者 約200名 【環境生活部】 【警察本部】 【(一財)三重県交通安全協会】</p> <p>○ 年末の交通安全県民運動直前の11月30日に「キャンペーン出発式」を三重県警察本部において実施し、飲酒運転根絶と交通事故防止の広報啓発を行いました。 【(一社)三重県家用自動車協会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 28 年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のため の取組	2 広報啓発 活動の推 進	I 2 (3) 多様な広 報媒体を 活用した 広報啓発	県、警察、市町、関係機関・団体等は、県民一人ひとりに対して飲酒運転〇をめざす推進運動の周知を図るため、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用するほか、様々な広報誌、ポスター・チラシ、ホームページ、SNS等による広報啓発を実施します。 また、四季の交通安全県民運動における取組や、家庭、学校、地域や職場等が一体となったキャンペーンの実施、あらゆる機会を活用した広報啓発の実施など、効果的な広報啓発を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三重テレビスポット放送及びFM三重ラジオを活用し、条例及び飲酒運転根絶の広報啓発を実施しました。【警察本部】 ○ 飲酒運転による交通事故発生状況等の情報を県警ホームページに毎月登載し、県民に対する情報提供を実施しました。【警察本部】 ○ 交通事故防止情報を毎月作成し、県内の登録事業所にメール配信による情報提供を行いました。なお、メールと県警ホームページをリンクさせ、受信者が容易に交通事故情報等を閲覧できるようにしました。【警察本部】 ○ ホームページにおける広報啓発を実施しました。 【(一社)三重県トラック協会】 【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】 ○ 「みえ交通安全・環境フェスタ 2016」を自動車関係団体と開催し、多くの運転免許保有者に飲酒運転の危険性を体感してもらい、飲酒運転の根絶を呼びかけました。 ・9月24日 三重県総合博物館(MieMu) ・来場者 約4,200名 【三重運輸支局】 ○ 春・秋の交通安全運動期間においては、バス・タクシー・トラック協会など関係18団体へ飲酒運転防止対策など、交通安全対策の周知徹底を行いました。【三重運輸支局】 ○ 各種イベントやフェアを企画し、又は参加し、飲酒運転根絶に向けた広報啓発活動を推進しました。 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ 各季の交通安全運動期間中に、三重テレビ、FM三重へのスポット放送を実施したほか、交通安全運動開始前に主要新聞各紙に広報広告を掲載しました。 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ 協会機関誌「交通安全みえ」(年5回発行)に飲酒運転根絶に関する記事を掲載して広報啓発を実施しました。 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ 警察本部からデータ提供を得て、飲酒運転による交通事故状況を掲載した「ミニ交通事故統計」冊子を制作し、交通対策協議会構成団体等への配付を通じて飲酒運転事故の実態について情報提供を行いました。 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ ハンドルキーパー運動推進用チラシや啓発物品の配付をし、飲酒運転根絶の広報啓発活動を展開しました。 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ 11月28日に津駅前において関係組合員により、ハンドルキーパー運動・交通安全運動のチラシを配布し、広報啓発を実施しました。【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 28 年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	I 3 (1) すべての事業者における取組 I 3 (1)ア 業務上の飲酒運転防止	業務上車両を運転する者にアルコールチェッカーや面接による点検を実施するなど、従業員等が業務上飲酒運転を行うことを防止するための取組に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議や講習等の場において、飲酒運転による危険性や重大性を認識させるための教養を実施しました。【警察本部】 ○ トラック運送事業における運行前点呼の際にアルコール検知器使用を周知徹底し、飲酒運転防止に努めました。【(一社)三重県トラック協会】 ○ 業務中に自動車を運転する際には、運転する職員に対し、アルコール検知器を使用して飲酒運転の防止を図りました。【三重運輸支局】
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	I 3 (1) すべての事業者における取組 I 3 (1)イ 従業員への啓発	飲酒運転根絶ポスター等の掲示、ミーティング時の講話、社内報への掲載等による従業員への啓発の実施に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ポスター掲示を行うなど、部内において条例の周知徹底を図りました。【警察本部】 ○ 職員同士における小集団討議を開催し、飲酒運転防止気運の醸成に努めました。【警察本部】 ○ トラック運送事業所における乗務員の指導教育では、内容に必ず飲酒運転防止教育を取り入れ、実施内容の記録化と保管を徹底するよう指導しました。 また、各運送事業者に対しては、飲酒運転根絶への要請文書やチラシを送付し、運転者への指導教育を徹底するよう要請しました。【(一社)三重県トラック協会】
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	I 3 (1) すべての事業者における取組 I 3 (1)ウ ハンドルキーパー運動推進事業所への参加	飲酒運転根絶のため、ハンドルキーパー運動推進事業所への参加による従業員への飲酒運転防止意識の高揚に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 28 年度中にハンドルキーパー運動推進店の指定を実施しました。 ・推進店指定数 357 店舗 累計 4,090 店舗【環境生活部】 ○ 平成 28 年度中にハンドルキーパー運動推進店(事業所)の指定を実施しました。 ・推進店指定数 38 店舗 累計 875 店舗 ・推進事業所指定数 52 事業所 累計 663 事業所【警察本部】 【(一財)三重県交通安全協会】
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	I 3 (1) すべての事業者における取組 I 3 (1)エ 飲酒運転根絶キャンペーン等への協力	県、警察、市町等が実施する飲酒運転根絶キャンペーン等への協力及び従業員等の参加を促すとともに、会報等への掲載による条例の周知に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全運転管理者等講習や、企業を対象とした交通安全教育において飲酒運転の悪質・危険性を周知しました。(再掲) ・平成 28 年中の企業等一般対象交通安全教室実施状況 ・実施回数 808 回 ・受講者数 46,799 人【警察本部】 ○ バス、タクシー、トラック運送事業者の合計51事業所への監査を実施し、アルコール検知器の設置状況や点呼の実施状況を確認するなど、飲酒運転防止の徹底を指導しました。【三重運輸支局】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 28 年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のため の取組	3 事業者に よる取組	I 3 (1) すべての 事業者にお ける取組 I 3 (1)オ 飲酒運転 0 宣言へ の取組	県が検討してい る飲酒運転0 宣言等に積極的 に取り組めます。	○ 県内の企業・団体に対して、飲酒運転 ^{ゼロ} 宣言事業所の募集を 行いました。 【環境生活部】
I 飲酒運転 防止のため の取組	3 事業者に よる取組	I 3 (2) 飲酒運転 防止のため の安全運 転管理の 推進 I 3 (2)ア 飲酒運転 防止意識 の向上	安全運転管理 者等の選任事業 所の使用者及び 管理者等は、飲 酒運転に関する 知識等の浸透を 図り、飲酒運転 防止意識の向上 に努めます。	○ 運行管理者指導講習は、必ず2年に1回受講するよう案内 と指導を徹底しました。また運行管理者向けの「事故防止セミ ナー」を開催し、飲酒運転防止意識の向上に努めました。 【(一社)三重県トラック協会】 ○ 運転者の運行開始の始業点呼時及び終業点呼時に、必ず アルコールチェッカーによる飲酒検知を実施し、飲酒運転の防 止を徹底しました。また、春、夏、秋及び年末・年始の交通安全 運動や輸送の安全の実施期間中は、特に重点事項として運転 者への指導教育を実施しました。 【(一社)三重県タクシー協会】 ○ 新規タクシー運転者 140 名に対し、飲酒運転の防止につい て指導しました。 【(一社)三重県タクシー協会】 ○ 四半期毎に開催する「三重県バス協会事故防止委員会」に おいて、県、県警、運輸支局の講師により、交通情勢や飲酒運 転防止及び保安関係通達に関する講話を受け、安全意識の 浸透のための教育を実施しました。【(公社)三重県バス協会】 ○ 安全運転管理者等講習において、飲酒運転の危険性・ 罪悪性を周知し、職域からの飲酒運転根絶意識の促進を図り ました。受講者数 8, 102 人(正 6, 977 人、副 1, 125 人) ・年間 57 回開催 【(一社)三重県安全運転管理協議会】 ○ 安全運転管理者等に対する指導者トレーニングを開催し、 飲酒運転の危険性及び罪悪性について周知を図りました。 ・10 月 12 日 鈴鹿サーキット教育センターで開催 ・参加人数 34 名 【(一社)三重県安全運転管理協議会】 ○ 機関紙「みえANKAN」にて、飲酒運転根絶をはじめとする 交通事故防止等に関する情報を発信しました。 ・毎月1回発行 年間発行部数87, 000余部 【(一社)三重県安全運転管理協議会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 28 年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	I 3 (2) 飲酒運転防止のための安全運転管理の推進 I 3 (2)イ 飲酒運転の再発防止	従業員等からの申告等により飲酒運転による事故の発生を認知した事業所は、運転管理、運行管理の指導を徹底し、再発防止に努めます。	<p>○ 飲酒運転^{ゼロ}の取組を推進しており、万一発生した際の再発防止の徹底を行いました。 【(一社)三重県トラック協会】</p> <p>○ 運転者の運行開始の始業点呼時及び終業点呼時に、必ずアルコールチェッカーによる飲酒検知を実施しました。 【(一社)三重県タクシー協会】</p> <p>○ 各事業所においては、乗務員(事業用ドライバー)以外の従業員に対しても、日常の飲酒運転防止をはじめとした安全意識の浸透のための社員教育を実施しました。 【(公社)三重県バス協会】</p> <p>○ 安全運転管理者等講習では、弁護士等部会講師による安全運転管理に対する企業等の責任・重要性の教養を行い、再発防止、安全運転管理の徹底を図りました。 【(一社)三重県安全運転管理協議会】</p>
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	I 3 (2) 飲酒運転防止のための安全運転管理の推進 I 3 (2)ウ 交通安全機材の展示、貸出	三重県安全運転管理協議会は、安全運転管理者等講習会において交通安全機材を展示するとともにその貸し出しを行い、飲酒運転防止に向け交通安全機材の使用について事業者への関心を高めます。	<p>○ 安全運転管理者等講習会において、飲酒体験ゴーグル等の展示及び各種安全機材の無料貸し出しを行い、事業所等における飲酒運転根絶意識の向上を図りました。 ・アルコールチェッカー 4 事業所へ 26 器を貸出 ・酒酔い体験ゴーグル 13 事業所へ 29 個を貸出 【(一社)三重県安全運転管理協議会】</p> <p>○ 交通安全DVDを事業所等に無料貸し出しを行い、事業所等における飲酒運転根絶機運の向上を図りました。 ・199事業所 342本 【(一社)三重県安全運転管理協議会】</p>
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	I 3 (2) 飲酒運転防止のための安全運転管理の推進 I 3 (2)エ アルコール検知器の使用の徹底	自動車運送事業者では、点呼等におけるアルコール検知器の使用の徹底を図ります。	<p>○ アルコール検知器の適正な管理・使用と、日常の点呼で活用方法について周知を図りました。また、多くの事業者がハンディタイプの簡易型アルコール検知器を使用していることから、正しく測定を行うための作動点検、定期的な買い換え更新の必要性等、機器の適正管理について指導しました。 【(一社)三重県トラック協会】</p> <p>○ 運転者の運行開始時の始業点呼時及び終業点呼時に、必ずアルコールチェッカーによる飲酒検知を実施し、飲酒運転防止に活用しました。また、常にアルコールチェッカーの作動点検等を行い、適正な使用に努めました。 【(一社)三重県タクシー協会】</p> <p>○ 乗務員(事業用ドライバー)については、法令により、日常の点呼時においてアルコールチェックが義務付けられており、全事業者が運行管理者立ち会いの下で洩れなく実施した結果、この1年間で飲酒運転は皆無でした。 【(公社)三重県バス協会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 28 年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	I 3 (3) 飲食店営業者における取組 I 3 (3)ア 飲酒運転根絶のポスター等の掲示等	飲酒運転根絶のポスター等の掲示、車両の運転者には酒類を提供しない旨の掲出、メニュー等への啓発文書等の掲載に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6月 15 日に開催した三重県生活衛生同業組合連合会理事会において、飲酒運転根絶に向けた事業者側の取組に加え、ハンドルキーパー運動の周知拡大について協力を求めました。 【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】 ○ 県内のすし店等において、ハンドルキーパー運動のチラシを掲示しました。 【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	I 3 (3) 飲食店営業者における取組 I 3 (3)イ 来店者への声かけ等の実施	来店者への積極的な声かけ、運転代行者の紹介、ハンドルキーパー運動の普及に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区交通安全協会が各警察署と連携し、各季の交通安全運動期間を始め、年間を通じて管内の飲食店及び事業所をハンドルキーパー運動推進モデル店及びモデル事業所に指定するなど意識の高揚を図りました。 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ ハンドルキーパー運動推進モデル店舗において、ポスターを掲示しました。 【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】 ○ 平成 28 年度中にハンドルキーパー運動推進店(事業所)の指定を実施しました。(再掲) <ul style="list-style-type: none"> ・推進店指定数 38 店舗 累計 875 店舗 ・推進事業所指定数 52 事業所 累計 663 事業所 <p style="text-align: right;">【警察本部】 【(一財)三重県交通安全協会】</p>
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	I 3 (3) 飲食店営業者における取組 I 3 (3)ウ 飲酒運転根絶気運の醸成	飲食店営業者の組合等は、組合員等に対してハンドルキーパー運動への参加を促すとともに、会報誌への掲載などを実施し、条例の周知に努め、飲酒運転根絶の気運の醸成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三重県生活衛生同業組合連合会理事会(6月)において、県内 13 の生活衛生同業組合に対して飲酒運転根絶への取組について周知しました。 【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】 ○ 協力店舗において、チラシ・ポスターを掲示しました。 【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	I 3 (4) 酒類販売業者における取組 I 3 (4)ア 飲酒運転根絶のポスター等の掲示等	飲酒運転根絶に関するポスター等の来店者によく見える場所への掲示に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の各地区小売酒販組合で開催した酒類販売管理研修の受講者に対し、飲酒運転根絶啓発用ポスターの掲示を依頼しました。 【三重県小売酒販組合連合会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 28 年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	I 3 (4) 酒類販売業者における取組 I 3 (4)イ 来店者への声かけ等の実施	車両利用の来店者が飲酒運転をするおそれがあると認められるときは、来店者に声かけをするなど、飲酒運転を防止するための取組に努めます。	○ 暮らし・交通安全課と連携し、酒類販売管理研修の受講者に対して、来店者への声かけ等による飲酒運転防止方策に関する講話を実施しました。 【三重県小売酒販組合連合会】
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者による取組	I 3 (4) 酒類販売業者における取組 I 3 (4)ウ 飲酒運転根絶を訴える街頭啓発活動の実施	飲酒運転根絶を訴える街頭啓発等の実施に努めます。	○ 未成年者飲酒防止、飲酒運転防止のための街頭啓発キャンペーンを実施しました。 ・4月 10 日 津駅で実施 参加者 66 人 リーフレット等 2, 500 部配布 ・4月 25 日 近鉄四日市駅で実施 参加者 63 人 リーフレット等 2, 500 部配布 【三重県小売酒販組合連合会】 ○ 三重断酒新生会の会員及びその家族参加による飲酒運転撲滅キャンペーンを実施しました。 ・11 月 5 日 津駅で実施 ・参加人員 20 人 ・飲酒運転撲滅を訴えるチラシと啓発用ティッシュ 500 組を配布 【(公社)三重断酒新生会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 28 年度中の主な取組状況
II 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	II 1 (1) 小学校、中学校、高等学校における教育 II 1 (1)ア 学校教育活動全体を通じた指導	学習指導要領に基づき、教科、道徳、特別活動等の学校教育活動全体を通して、発達段階に応じた交通安全教育を実施し、児童生徒に、飲酒の身体への影響や飲酒運転の悪質性、危険性等について理解させるとともに、生命の大切さや思いやりの心、さらには、規範意識の醸成に努めます。	<p>○ 教科体育・保健体育における保健の学習等において、「飲酒運転の根絶」に関連する指導を行った(実施予定を含む)と回答した学校の割合は、小学校、中学校、高等学校で 100% でした。(平成29 年度学校体育実態調査)</p> <p>〔小学校体育担当者への啓発〕 体育担当者研究協議会において、条例の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えました。(参加者:9会場 394 名)</p> <p>〔中学校保健体育教員への啓発〕 保健体育担当者研究協議会において、保健分野に関する指導助言の中で、条例の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えました。(参加者:3会場 157 名)</p> <p>〔高等学校保健体育教員への啓発〕 学校訪問や保健体育担当者が集まる研修会等において、科目「保健」に関する指導助言の中で、条例の内容や趣旨について説明し、飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問(県立2校) ・元気アップ研修会(参加者:3会場 54 名) ・三重県高等学校保健体育教育研究会総会(参加者:65 名) ・三重県高等学校保健体育教育研究大会(参加者:65 名) <p>〔公立小学校及び県立特別支援学校小学部の学校安全担当教員等への啓発〕(小学校と中学校は隔年で開催) 教育委員会からの講義の中で、条例の内容と趣旨、それに伴う交通安全教育の普及・啓発に関して、関係機関と連携しながら、飲酒運転根絶に向けた取組の充実を図るよう指導しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月 31 日(火) 三重県総合文化センター(参加者 149 名) <p style="text-align: right;">【教育委員会】</p> <p>○ 県立学校に対し、地区別生徒指導連絡協議会において、飲酒運転の根絶をめざす教育の必要性を周知しました。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 28 年度中の主な取組状況
II 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	II 1 (1) 小学校、中学校、高等学校における教育 II 1 (1)イ 家庭・地域・関係機関との連携	子どもが飲酒運転の怖さや飲酒運転による交通事故の悲惨などを学校で学ぶだけでなく、家庭で保護者に話したり、一緒になって考えたりする機会が持てるよう、学校は、保護者懇談会や学校だより等を通じて保護者等に対し、周知・啓発に努めます。 また、飲酒運転根絶に向けた教育を充実するため、交通安全教室等において、飲酒運転の危険性について理解を深めるなど、飲酒運転根絶に向けた取組の充実に努めます。	<p>○ 「春・秋の全国交通安全運動の実施について(通知)」において、公立小中学校及び、県立学校に対して飲酒運転の根絶を含めた交通安全教育の充実を図るよう周知しました。 【教育委員会】</p> <p>○ 公立小中学校及び県立高等学校に対して、「長期休業中における児童生徒の指導について(通知)」を通じ、飲酒運転の根絶に向け周知徹底を図りました。</p> <p>[公立小・中学校での取組の具体例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室では、飲酒運転による交通事故の被害者となった子どもたちの存在に触れ、飲酒運転の危険性について指導しました。 交通安全教室では、家庭において飲酒運転の防止について話しあう機会が持てるよう、家族に「お酒を飲んだら、車や自転車を運転しないでね。」と伝えることを促しました。 【教育委員会】 <p>○ 県立高等学校における交通安全教室において、飲酒運転根絶に向けた交通安全教育を実施しました。 ・実施率 全日制 100%、定時制 100%</p> <p>[県立高等学校での取組の具体例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 全校集会で、生徒指導担当者より飲酒運転根絶に向けた講話を行いました。 【教育委員会】
II 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	II 1 (2) 生涯学習としての交通安全教育 II 1 (2)ア 三重県交通安全研修センター等の活用	県は、三重県交通安全研修センター等を活用し、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階に応じた体系的な交通安全教育を実施するなかで、あわせて飲酒運転防止の教育を実施します。	<p>○ 三重県交通安全研修センターは、生涯学習としての交通安全教育を実施するにあたり、研修受講者の年齢に応じた飲酒運転防止等の研修を実施しました。 【環境生活部】 【(一財)三重県交通安全協会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 28 年度中の主な取組状況
II 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	II 1 (2) 生涯学習としての交通安全教育 II 1 (2)イ 段階的、体系的な教育の実施	交通安全教育や飲酒運転防止教育は、交通社会の一員としての責任と自覚、交通安全意識及び交通マナーの向上に不可欠であり、生涯学習として成長過程にあわせて段階的、体系的に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年齢、職業別による交通安全教育を行うとともに、各種イベントにおいて飲酒運転根絶コーナーを設置し、飲酒疑似体験ゴーグルの活用による参加・体験型の啓発を実施しました。 【警察本部】 ○ 地域の交通安全教育センターとして、県内の 20 教習所において、飲酒運転の防止等に関する講習会を 289 回、3, 119 人に対して実施しました。 【(一社)三重県指定自動車教習所協会】 ○ 毎年実施される、春と秋の全国交通安全運動では、県内の 21 教習所において「教習所の日開放」を実施し、交通安全運動の重点の一つである飲酒運転の根絶に関する講習会や啓発活動を実施しました。 【(一社)三重県指定自動車教習所協会】
II 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	II 1 (3) 高齢者に対する教育の推進	高齢者の交通安全教育を関係機関・団体と連携して実施するなかで、あわせて飲酒運転事故防止の教育を、交通安全教室、社会活動及び福祉活動や訪問指導の機会を通じて推進し、飲酒運転防止意識の普及を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者交通安全アドバイザー、地域交通安全活動推進委員と連携し、高齢者宅訪問活動を行い、飲酒運転根絶の啓発を実施しました。 【警察本部】 ○ 平成 28 年中、高齢者講習受講者 52, 487 人に対し、飲酒運転防止教育を実施しました。 【警察本部】 ○ 「セーフティ&エコドライブ研修」において、環境に配慮した運転方法を研修するとともに、飲酒運転の危険性などについて教育を実施しました。【(一社)三重県自家用自動車協会】 ○ 県内 21 教習所において、運転免許の更新時に受講する高齢者講習受講者 52, 286 人に対して、飲酒運転防止を含む高齢者講習を実施しました。 【(一社)三重県指定自動車教習所協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 28 年度中の主な取組状況
II 教育機関等による教育	2 免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	II 2 (1) 指定自動車教習所における飲酒運転防止教育の推進	公安委員会が指定する自動車教習所は、免許取得時の教育はもちろんのこと、免許取得後の運転者に対しても、飲酒運転防止教育を中心とした運転者教育に努めます。	○ 県内 21 教習所において、各運転免許の教習課程を卒業した 20, 861 人に対して、カリキュラムに基づき、飲酒運転防止の教習を行い、優良な初心運転者の育成に努めました。 【(一社)三重県指定自動車教習所協会】
II 教育機関等による教育	2 免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	II 2 (2) 安全運転管理者講習を通じた若年者にも十分理解できる交通安全教育の推進	事業所は、安全運転管理者講習等を通じて、アルコールが運転操作に与える影響や重大な結果をもたらす飲酒運転の危険性、特に飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さについて若年運転者が理解を深められる飲酒運転防止教育の推進に努めます。	○ 安全運転管理者等講習において、法令で定める管理者の業務を教示し、各事業所での飲酒運転根絶を含む交通安全教育・指導等の推進を図りました。 【(一社)三重県安全運転管理協議会】 ○ 四日市市内の企業を訪問し、若年者を含む従業員約 90 名を対象に飲酒運転根絶を中心とした交通安全講習会を開催しました。 【(一社)三重県安全運転管理協議会】
II 教育機関等による教育	2 免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	II 2 (3) 交通関係の団体、協会等による若年者に向けた効果的な運転者教育の推進	交通関係の団体、協会等は、それぞれの加盟する企業等の職員に対しては、若年者も理解を深めることのできる効果的な飲酒運転防止教育の推進に努めます。	○ 平成 28 年中、取得時講習受講者 101 人に対し、飲酒運転防止教育を実施するとともに、初心運転者講習受講者 338 人に対し、若年者に向けた運転者教育を実施しました。 【警察本部】
II 教育機関等による教育	2 免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	II 2 (4) 大学、専門学校における飲酒運転防止教育の推進	県は、大学、専門学校に飲酒運転防止教育の実施を依頼するとともに、飲酒を始める時期である若者(大学生等)に対する啓発活動を行います。	○ 県内の7大学、短期大学の新生 2, 490 人に対し、未成年者飲酒防止、適正飲酒の冊子の配布による啓発活動を実施しました。 【三重県小売酒販組合連合会】 ○ 条例の周知と未成年者飲酒防止や飲酒運転防止を呼びかけることを目的に、飲酒運転0をめざす啓発事業のリレーイベントを県内の大学の大学祭において開催し、学生及び来場者に広報啓発を実施しました。 ・11月6日 三重大学 約700名 【環境生活部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 28 年度中の主な取組状況
Ⅲ 飲酒運転の再発防止のための措置	1 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動	Ⅲ 1 (1) 効果的な広報啓発活動の推進	県は、警察、市町、関係機関・団体と連携して、飲酒運転 ^{ゼロ} をめざし飲酒運転違反者等に対する再発防止教育やアルコール問題に関する知識の普及のため効果的な広報啓発活動を推進します。	<p>○ 飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例の柱である「規範意識の定着」「飲酒運転の再発防止」について、マスメディア(テレビスポット放送、ラジオスポット放送)の活用や、各種交通安全啓発活動で条例広報チラシの配布を行い、条例の周知、飲酒運転防止について広報啓発の推進に努めました。 【環境生活部】</p> <p>○ 運送事業者に対する監査件数は 51 件で、法令違反等による処分件数は 6 件でした。 ・バス会社 1 件 ・トラック会社 5 件 【三重運輸支局】</p>
Ⅲ 飲酒運転の再発防止のための措置	1 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動	Ⅲ 1 (2) 相談窓口設置による相談体制の整備	県は、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」を設置し、飲酒運転を行うおそれのある者や家族等からの相談体制を整備し、事業者等からの求めに応じてアルコール問題の普及啓発活動を実施するほか飲酒運転の根絶に必要な情報提供を積極的に行います。	<p>○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」の専門相談員が、飲酒運転違反者及び家族等からのアルコール依存症に関する受診義務に伴う相談及び要望等に対して、積極的な情報提供を行い、受診の促進に努めました。 ・相談件数 126 件 【環境生活部】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 28 年度中の主な取組状況
Ⅲ 飲酒運転 の再発防 止のため の措置	2 飲酒運転 の再発防 止のため の運転者 教育の推 進	Ⅲ 2 (1) 効果的な 再教育と 講習実施 機関に対 する指導 ・監督	警察は、飲酒運 転違反者の危 険性を改善さ せるための効果 的な再教育を行 うとともに、講 習実施機関に 対する指導及 び監督を行い、 また講習指導 員に対する研 修会を随時開 催するなど、指 導員の指導能 力及び資質の 向上を図ります。	○ 平成 28 年中、行政処分 の早期執行に努め、飲酒運 転による取消し 334 人、停 止 121 人の行政処分を執 行しました。 【警察本部】 ○ 平成 28 年中、取消処 分者講習受講者 484 人及 び停止処分者講習受講者 2,990 人に飲酒運転防止 教育を実施しました。 【警察本部】 ○ 講習実施機関の講習指 導員に対し、飲酒運転防 止教育の徹底について随 時指導しました。 【警察本部】
Ⅲ 飲酒運転 の再発防 止のため の措置	2 飲酒運転 の再発防 止のため の運転者 教育の推 進	Ⅲ 2 (2) 運転適正 相談活動 の充実	警察は、運転適 正相談におけ る担当職員の 資質の向上を 図ります。	○ 窓口事務担当者研修会 を開催し、担当職員の資 質向上を図り、適切な相 談対応を実施しました。 【警察本部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成28年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	1 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務	IV 1 (1) 飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診通知	県は、公安委員会から情報を得た飲酒運転違反者に対して、指定医療機関を記載した書面を添付して、受診の通知をするとともに、受診した旨の報告を求めます。 受診の通知にあたっては、あわせて飲酒運転とアルコール依存症の関係、多量飲酒習慣とアルコール依存症の関係についての情報提供を行います。	○ アルコール依存症に関する受診通知をする際、指定医療機関、アルコール依存症、多量飲酒、各相談窓口の情報を提供し、アルコール依存症の関心と受診の向上に努めました。 【環境生活部】
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	1 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務	IV 1 (2) 受診した旨の報告がない飲酒運転違反者に対する受診の勧告	受診の書面を送付したのち、60日を経過しても、受診した旨の報告がない飲酒運転違反者に対して、再度、受診するよう勧告します。 また、指定医療機関における受診しやすい環境整備等に努めます。	○ 受診通知の報告期限までに報告がない飲酒運転違反者に対して勧告を実施しました。 ・受診通知件数 473 件 （うち報告数 150 件 受診率 31.7%） ・勧告件数 230 件 （うち報告数 29 件 受診率 12.6%） ・合計報告件数 179 件 受診率 37.8% 〔平成29年7月15日現在〕 【環境生活部】 ○ 指定医療機関を32機関から1機関増やして33機関とし、受診しやすい環境づくりに努めました。 【健康福祉部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 28 年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	IV 2 (1) 県の取組 IV 2 (1)ア アルコール依存症に関する正しい知識の普及等	アルコール依存症患者等の早期発見のため、アルコール依存症に関する正しい知識の普及を図るとともに、家族、事業者など周囲の者に対し、適切な対応方法について啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定医療機関の医師及びスタッフを対象に、「指定医療機関の技術向上研修」を実施しました。 ・平成 28 年 12 月 11 日 三重県医師会館にて開催 ・受講者数 12 人 【健康福祉部】 ○ 条例に係る指定医療機関研修を開催し、「飲酒運転違反者への通知及び受診等の状況」「条例に係る飲酒運転違反者への診療マニュアルの活用について」の講義及び、課題検討会議を実施しました。 ・平成 29 年 3 月 19 日 国立病院機構榊原病院にて開催 ・参加者数 21 人、新規指定医療機関登録数 2 施設 【健康福祉部】
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	IV 2 (1) 県の取組 IV 2 (1)イ 「三重県アルコール健康障害対策推進基本計画」の策定と問題解決と予防に対する各機関の連携等	アルコール健康障害対策基本法に基づく「三重県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）」を策定し、アルコール関連問題が円滑に解決・予防できるよう、事業者、医療機関、行政機関等の連携を図り、総合的かつ計画的な取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会を 3 回開催し、「三重県アルコール健康障害対策推進計画」を策定しました。 【健康福祉部】 ○ 「アルコール関連問題啓発フォーラム」を開催し、関連映画の上映や基調講演「アルコール依存の脳科学」、「アルコール依存症と家族」をテーマとした対談の内容で実施しました。 ・3 月 25 日 三重県庁講堂にて開催 ・参加者数 250 人 【健康福祉部】
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	IV 2 (1) 県の取組 IV 2 (1)ウ 保健所におけるアルコール依存症に関する正しい知識の普及等	保健所等において、アルコール依存症者とその疑いのある者や家族、事業所など周囲の者からの相談を受け、アルコール専門医療機関へつなげるなどの支援を行います。また、治療の継続を促進するために自助グループ活動等への支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健所や三重県こころの健康センターにおいて、アルコール関連問題に関する相談対応を実施しました。 ・窓口相談 延べ 76 人 ・訪問相談 延べ 52 人 ・電話相談 延べ 227 人 【健康福祉部】 ○ 例会を通じて、アルコール依存症の正しい知識の普及、周囲の適切な対応の周知に努め、治療の継続を促進しました。 ・例会 年間 493 回開催 延べ参加人数 7,940 人 【(公社)三重断酒新生会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 28 年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	IV 2 (2) 本人・家族の取組	県に設置する「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」での相談を活用し、必要に応じて保健所、三重県こころの健康センター等の相談機関、アルコール専門医療機関等の利用に努め、家族は、本人が県から受診通知を受け取ったことを知ったときは、必ず、指定医療機関での受診を促すほか、上記相談窓口へ相談等するように努めます。	○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」について、県ホームページへ掲載する等、飲酒運転をするおそれのある者及びその家族等が相談しやすいように広報啓発に努めました。 【環境生活部】
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	IV 2 (3) 事業者の取組	従業員の飲酒行動の変化や健康診断などからアルコール依存症及び多量飲酒等の早期発見に努めるとともに、アルコール依存症及び多量飲酒等が発見された場合には、産業医、衛生管理者等による保健指導の実施や適切な県の相談機関、医療機関につなげるよう努めます。	○ 職員を対象とした定期健康診断を年1回実施しています。 【警察本部】 ○ 健康管理医、保健師及び臨床心理士を設置し、職員の健康管理・保健指導を実施しています。 【警察本部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 28 年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	IV 2 (4) 警察の取組 IV 2 (4)ア 運転免許関係手続きにおける受診の促進	運転免許証の取得、更新時及び飲酒運転違反者に対して運転免許証を返還する際に、アルコール依存症であることを申告した者には、アルコール依存症の早期治療を促し、受診義務対象者には受診を促します。	○ 運転免許取得及び更新時に受理する質問票に基づき個別聴取を行い、アルコール依存症の把握と申告がある申請者に対して、医療機関での受診を助言しました。【警察本部】 ○ 飲酒運転により運転免許の停止処分を受けた者に対し、免許証返還時において受診を促しました。【警察本部】
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	IV 2 (4) 警察の取組 IV 2 (4)イ 交通安全講習等における相談、受診の促進	交通安全講習等(取消処分者講習・停止処分者講習等)の場において、質問票を活用するなどして、問題飲酒行動のある人の把握に努め、すみやかな相談、受診につなげます。	○ 平成 28 年中、取消処分者講習の飲酒講習受講者 282 人に対し、アルコール・スクリーニングテストを実施し、アルコール依存度を自覚させた飲酒者対策を実施しました。 ・ テストの結果、アルコール依存度が強い者には、医療機関への受診を促していますが、平成 28 年中の対象者はありませんでした。【警察本部】
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	IV 2 (5) 医療機関の役割 IV 2 (5)ア アルコール依存症の治療にあたる医療機関の連携	アルコール依存症患者にはうつ、幻覚等の精神症状や肝臓障害、高血圧、糖尿病等の身体障害が存在する場合がありますので、アルコール依存症の治療にあたっては、一般科医療機関、精神科医療機関及びアルコール専門医療機関において相互に連携するように努めます。	○ 各保健所において、地域精神保健連携会議を開催し、地域における諸課題について協議しました。 ・ 連携会議合計 37 回【健康福祉部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 28 年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	IV 2 (5) 医療機関の役割 IV 2 (5)イ アルコール関連問題等の正しい知識の普及	受診の結果、アルコール依存症でない者についても、多量飲酒習慣などの「危険な飲酒」行動のある者について、医師は診療マニュアル等を活用して節酒や適正飲酒、アルコール関連問題についての正しい知識が得られるよう働きかけを行います。	○ 診療マニュアルを完成させ、飲酒運転者の診療に際して活用できるよう、条例に係る指定医療機関に送付しました。 ・配布医療機関数 33 施設 【健康福祉部】
IV 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	IV 2 (6) 自助グループの取組	自助グループは、断酒継続のために、酒害についての理解の促進や、本人や家族と共に支え合い、医療機関やその他支援機関が担えない部分を補完するとともに、回復や希望をもたらすように努めます。	○ 酒害相談員による電話相談窓口において、74 回の酒害相談に応じて、アルコール依存症からの回復をめざして 28 名が断酒会に入会しました。 【(公社)三重断酒新生会】

V-1、V-2、V-3

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成 28 年度中の主な取組状況
V 総合的かつ計画的に施策を推進するしくみづくり	1 県内各関係機関・団体による県民総ぐるみの運動の推進		県は、関係機関・団体と協力して、飲酒運転根絶のための施策を総合的かつ計画的に推進します。	○ 関係機関・団体と連携し、飲酒運転0をめざす啓発リレーイベントを3回開催しました。イベントでは、条例の周知をはじめ、飲酒運転根絶運動の広報啓発と、飲酒運転0メッセージ運動への参加を呼びかけました。 ・ 8月7日 イオンタウン津城山 ・ 10月2日 イオンモール明和 ・ 11月6日 三重大学 【環境生活部】 【(一財)三重県交通安全協会】
V 総合的かつ計画的に施策を推進するしくみづくり	2 相談体制の確立		県は、平成 26 年4月に設置した「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転をした者、飲酒運転を行うおそれのある者やその家族等からの相談に応じ、他の機関と連携を図りながら、受診等につなげるよう努めます。 また、相談窓口では、事業者、特定事業者からの相談に応じて講習等の情報提供に努めます。	○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者やその家族等からの相談に対応しました。 ・ 相談件数 180 件 【環境生活部】
V 総合的かつ計画的に施策を推進するしくみづくり	3 情報提供		飲酒運転防止に関する専門機関などと連携して、飲酒運転の再発防止等のための各種情報を適宜、積極的に提供します。	○ 関係機関・団体が開催する各種会議や、啓発活動の場において、資料等を配布して幅広い情報提供を行いました。 【環境生活部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	平成28年度中の主な取組状況
V 総合的かつ計画的に施策を推進するしくみづくり	4 飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推進運動の日		県は、毎年12月1日の飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推進運動の日にあわせ、飲酒運転根絶についての理解と関心を深めるための行事を実施します。	○ 12月1日の「飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推進運動の日」に、関係機関と連携して街頭キャンペーンを実施しました。 ・道の駅津かわげで実施 ・チラシ、啓発物品を配布 ・参加者約400名 【環境生活部】 【警察本部】 【(一財)三重県交通安全協会】
V 総合的かつ計画的に施策を推進するしくみづくり	5 表彰		県は、飲酒運転根絶の取組に関して、従業員教育の推進や、ハンドルキーパー運動への参加などの施策を積極的に推進するなど、顕著な功績のあった個人、団体、事業所、店等に対し、交通安全県民大会において表彰等を行います。	○ 「平成28年度三重県交通安全県民大会(12月10日)」において、飲酒運転根絶等の交通安全啓発活動に寄与した功労者及び永年無事故無違反の優良運転者に対し、中部管区警察局長・中部交通安全協会協議会長連名表彰を伝達しました。また、交通安全功労者、優良運転者及び功労団体等に対する表彰のほか、交通安全協会が主催する交通安全俳句・川柳コンクールの入賞者への表彰伝達を行い、県民に対する交通安全意識の高揚を図りました。 【環境生活部】 【警察本部】 【(一財)三重県交通安全協会】
V 総合的かつ計画的に施策を推進するしくみづくり	6 実施状況の報告と公表		この基本計画に基づく実施計画と施策をとりまとめ、その実施状況について、毎年1回、「飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす年次報告」を作成して議会に報告するとともに、三重県公式ウェブサイトで公表します。	○ 第2次基本計画に基づく実施計画と施策をまとめ、「平成28年度飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす年次報告」を作成し、議会でも報告します。また、同内容を県公式ウェブサイトでも公表します。 【環境生活部】

参考資料

○ 三重県交通対策協議会 飲酒運転^{ゼロ}をめざす部会の構成

「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」に基づき、三重県交通対策協議会に設置した「飲酒運転^{ゼロ}をめざす部会」は、下記の推進機関で構成されています。

番号	推 進 機 関 名
1	三重県環境生活部くらし・交通安全課
2	三重県健康福祉部障がい福祉課
3	三重県教育委員会事務局保健体育課
4	三重県警察本部交通部交通企画課
5	国土交通省中部運輸局三重運輸支局
6	一般財団法人三重県交通安全協会
7	一般社団法人三重県自家用自動車協会
8	一般社団法人三重県安全運転管理協議会
9	一般社団法人三重県指定自動車教習所協会
10	一般社団法人三重県タクシー協会
11	一般社団法人三重県トラック協会
12	公益社団法人三重県バス協会
13	公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター
14	公益社団法人三重断酒新生会
15	三重県小売酒販組合連合会

平成 29〔2017〕年版

三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす年次報告

平成 29（2017）年 9 月発行

三重県環境生活部くらし・交通安全課

〒514-8570 三重県津市広明町 1 3 番地
TEL 059-224-2410 FAX 059-228-4907
E-mail : seikotu@pref.mie.jp